

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第26号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第7条地球温暖化対策室の款第6号中「地球環境・エネルギー政策推進本部」を「1.5℃を目指す地球温暖化対策推進本部」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月31日から施行する。

(行財政局人事部人事課)